# 砺波市

# 避難所運営マニュアル

(避難所運営委員会及び各活動班の役割)

# 「参考資料」

## プライバシーの保護

業務で知り得た個人情報は、避難所運営のため だけに利用し本人の同意を得た場合を除き、避難 所閉鎖後も含め、絶対に口外しないこと。

令和4年1月策定

# 砺波市

## 目 次

災	害	発生	[~;	避難	所	開設	ξ.	運	営	• ;	撤	収	<b>の</b> :	流	n	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
避	難	听開	設	~運	営	の情	報	伝	達	の <sup>·</sup>	仕	組	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
1	退	難	所開	設	隼備	i • I	開討	殳	(多	色当	ΕŒ	種	<u>k</u> ~	- 2	2 4	吊	剈	١)	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	1	準	備σ	た	めの	開	錠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	2	受.	入準	<b>谨備</b>	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	3	レ	イア	゚ウ	トコ	<b>5</b> <	IJ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	4	避	難者	<b>أ</b> ^(	の開	設	• 5	受作	寸厚	<b>昇</b> 対	<b>4</b>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
2	運	営信	体制	]づ・	くり	(2	2 4	時	間	~	概	ね	3	週	間	•	•	• •	• (	• (	•	• (	• (	• (	• •	• •	6
	1	運	営委	員:	会の	)設	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	2	会	義σ	開	崔	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	3	各	活動	班(	の役	割	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
3	退	難	听道	営	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
	1	運	営活	動	のル	<b>,</b> —	ルー	~j	重常	営に	こ실	当た	<b>:</b> :	7	[表	きえ	Ł 7	<b>.</b> t	÷ €	ζ Ξ	2 8	۔ م	•	•	•	•	16
	2	管	理		•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
4	安	定	期以	降(	の取	組	(概	ね	3	週	間	目	以	降	•	•	•	•	• (	• (	•	• (	• (	• (	• •	• •	21

参考 避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法・・・(参考資料1~5)

#### 3 各活動班の役割

①会長・副会長の役割

- ●要配慮者への配慮
- ●管理・運営の申合せ
- ●施設管理者及び災害対策本部との調整・統括
- ●避難所運営委員会の統括、組織内の連絡調整・指揮、市災 害対策本部及び関係機関等との連絡・調整

#### ●要配慮者への配慮

※避難所ルールは基本的に、避難所外避難者も含む避難者の話し合いで決まります。日ころから要配慮者のことに関心の薄い地域の避難所では、障がいのある人などがつらい思いをすることになります。常に要配慮者に配慮しながら運営を行います。

#### ●管理・運営の申合せ

- ※避難所を管理・運営するに当たり、施 設管理者や災害対策本部と右表事項等 について確認し、各班(班長)と情報を 共有した上で、全避難者に伝え、円滑な 運営に努めます。
- ※運営委員においては、女性や障がいの ある人等の意見も聞けるよう複数名の 当事者及び介護者をメンバーに入れま す。

(例)

申合せ事項	内容
トイレの利用方法	
ごみの排出方法	
食料・物資の配分方法	
喫煙場所	
起床・消灯時間	
ペットについて	
避難所内の警備管理体制	
建物内火気厳禁	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

#### ●施設管理者及び災害対策本部との調整・統括

- ※各班からの要請事項について、代表者は、総務班を指揮し、施設管理者及び災害対策本部に 連絡し、対応について調整します。
- ※災害対策本部からの連絡事項について、各班(班長)へ伝達し、必要に応じた避難者への情報提供を調整・統括します。

#### |●避難所運営委員会の統括、組織内の連絡調整・指揮、市災害対策本部及び関係機関

#### 等との連絡・調整

- ※避難所運営が円滑に進むよう避難所運営の総括を行い、避難所運営委員会のメンバーへ的確な指示を行います。
- ※避難所内の状況を把握し、必要事項を協議し、決定します。また、避難所運営に関係する他の関係機関等との連絡・調整を行います。

- ●運営委員会内の連絡・調整
- ●代表者会議の準備・記録
- ●災害対策本部及び関係機関との連絡・要請窓口
- ●外部との窓口
- ●避難者からの意見・要望の受付
- ●避難所外避難者からの意見・要望の受付

#### ●運営委員会内の連絡・調整

②総務班の役割

※避難所運営委員会の各班の活動が円滑に進むよう連絡・調整を行います。必要に応じて、資料作成などを行います。避難所における共通ルール(別紙4)

#### ●代表者会議の準備・記録

※運営委員会の事務局として、代表者会議の開催連絡や資料作成などを行います。また会議の 記録を作成します。

#### ●災害対策本部及び関係機関との連絡・要請窓口

※各班からの要請を受け、代表者の指揮により、災害対策本部及び関係機関へ連絡します。

|避難所状況報告書(初動期用:第1報・第2報)(様式9) |

避難所状況報告書(初動期用:第3報)(様式10)

避難所状況報告書(第 報)(様式15)(様式16)

※災害時地区連絡員は、災害対策本部へ上記の様式を使用し報告します。

#### ●外部との窓口

- ※外部から提供される物資や情報を受け付けます。
- ※マスコミ等に対しては、避難所では原則的に受け付けず、災害対策本部に行ってもらうよう にします。

取材される方へ(様式17) 取材者用受付用紙(様式18)

#### ●避難者からの意見・要望の受付

- ※意見箱を設置するなど、避難所運営等に関する避難者からの意見や要望を受け付け、代表者 会議へ報告します。
- ※特に女性や外国人、障がい者、介護が必要な高齢者、妊産婦、乳幼児などの要配慮者に対しては、ニーズを十分に把握できるよう関係者や本人から意見が受け付けられる体制を作り、 代表者会議へ報告します。
- ※LGBTについて相談を受けた場合は、十分にプライバシーに配慮しながら必要な支援に ついて対応します。

#### ●避難所外避難者からの意見・要望の受付

※避難所に避難している方と同様に、意見箱を設置するなど、物資の要望や配給方法、情報伝 達方法等に関する避難所外避難者からの意見や要望を受け付け、代表者会議へ報告します。

- ●情報収集と総務班との連絡・調整
- ●収集した情報の多様な手段での避難者等への提供
- ●要配慮者や避難所外避難者に配慮した情報提供
- ●外部への避難者情報の提供
- ●情報の管理

#### ●情報収集と総務班の連絡・調整

②情報広報班の役割

※避難所を中心とした、地域の被災状況や生活状況、復旧状況に関連する情報を収集します。 収集を必ず時刻と発信元を記録したうえで、総務班を通じて、災害対策本部へ連絡します。

避難・連絡用紙(様式19)│避難状況一覧(様式20)│傷病者リスト(様式21)

死者・行方不明者リスト(様式22)

情報掲示板掲載作成例(様式11)

#### ●収集した情報の多様な手段での避難者等への提供

※収集した情報や災害対策本部からの情報を整理し、時刻や場所等を明示して、代表者の指示のもと、掲示板や施設内放送、災害対策本部を通じた臨時災害放送局からの放送等、多様な

手段によって避難者等へ提供します。 避難状況一覧表 (様式20)

#### 災害時広報文例集(様式23)

- ※復旧・復興の日程の情報収集と伝達を重視して行います。
- ※災害時は停電等により外部からの情報も途絶する恐れがあります。災害対策本部からの情報とともに、PCやテレビ、ラジオなどあらゆる手段で常に情報が入手できる状態を確保します。

#### ●要配慮者や避難所外避難者に配慮した情報提供

- ※要配慮者(外国人や視覚障がい・聴覚障がい・知的障がいのある人など)や避難所外避難者にも情報が行きわたるように、多様な手段を使って情報提供します。
- ※帰宅困難者に対しても、帰宅支援のための鉄道等の移動手段の情報等を提供します。

#### ●外部への避難者情報の提供

※避難者から提供された安否確認情報及び外部から問合せのあった情報を整理して貼り出します。

被災者管理班と連携して行います。

#### ●情報の管理

※不要になった情報は整理して、記録・保管します。(個人情報の取扱いには、、十分注意する 必要があります。)

#### ③被災者管理班の役割

- ●避難者の把握・リストの作成、避難者等の入退所管理
- ●訪問者の受付、マスコミ等部外者の入出管理
- ●郵便・宅配便の受付・避難者への手渡し等

#### ●被災者の把握・リストの作成、避難者等の入退所管理

※避難所の避難者の状況をできるだけ正確に把握するため、町単位で受付を設置して、「避難者名簿」を作成して総務班を通じて災害対策本部へ連絡します。 避難所利用者名簿(様式

#### 6)

「避難者名簿」は、避難所外避難者、避難所への入所希望者を問わず提出してもらいます。

避難者名簿(様式7) 健康状態チェックカード(様式7-1)

#### ペット登録台帳(様式8)

- □ 避難所世帯ごとの名簿作成
- □ 通勤者・観光客等帰宅困難者
- □ 高齢者、障がい者などの要配慮者

#### ●訪問者の受付

※面会希望者は避難者の呼び出しを行い、所定の場所で面会をしてもらいます。

#### ●郵便・宅配便の受付・避難者への手渡し等

- ※外部からの郵便・宅配便や避難者への手渡しなどの受付
- ※電話などによる安否確認等の問合せや避難者の呼び出しに対応します。

#### ●外国人への対応

※通訳のできる避難者を募集し、外国人への対応を行います。不在の場合は、通訳ボランティアの派遣を地区対策本部へ要請します。ボランティア依頼票(様式27)

#### ④施設管理・衛生班の役割

- ●施設の警備による防犯、危険箇所への対応
- ●施設利用場所の選定と利用計画の作成
- ●避難者の健康管理(感染対策、疾病予防)
- ●生活衛生環境の管理

#### ●施設の警備による防犯、危険箇所への対応

- ※施設・設備について、定期的に確認します。余震などにより新たな危険な箇所が出た場合に は立ち入り禁止にします。
- ※巡回等により、防犯・防火に努めます。女性や子どもは、人目のない所やトイレ等に1人で 行かないように注意喚起します。

#### ●施設利用場所の選定と利用計画の作成

- ※運営上必要となるスペースを確保し、既に避難者が占有している場合には、事情を説明して 移動してもらいます。スペースの再検討 必要避難所最低面積(参考)(別紙5)
- ※要配慮者については、特別な配慮が必要な方もいますので、状態に応じた割り振り等を考え、利用計画を作成する必要があります。
- ※施設管理者のアドバイスのもと、仮設トイレの設置場所や物資・食料の保管場所、トラック 等の駐停車場所、荷おろし場所など様々な避難所の施設利用の場所選定と利用計画を作成

します。避難所の部屋の割りの考え方(別紙6)

#### ●避難者の健康管理(感染対策、疾病予防)

- ※感染症を予防するため、基本的には流水による手洗いを励行します。水道が使用不可の場合は擦式アルコール消毒による手指消毒で対応しますが、水が確保できた場合は、流水による 手洗いを行いましょう。また霧吹きなどで水をスプレーするなど乾燥防止に努めます。
- ※トイレ前や手洗い場等に消毒液を配置し、「感染症予防(手洗い・消毒の励行)」を表示し、 うがいや手洗いの励行を周知します。手洗い用消毒液は子どもの手の届かない場所に設置 します。
- ※手拭き用にペーパータオル等を設置し、タオルの共用はしないよう推進します。
- ※消毒液・マスク・トイレットペーパー・ペーパータオルの在庫状況を把握し、早めに物資班 へ補充を依頼し確保します。
- ※食後の歯みがきとブクブクうがいの励行を推進しましょう。
- ※体調不良者が出た場合には、スタッフに報告するよう周知しましょう。
- ※健康管理の呼びかけ 避難所のみなさんへ (様式25)
- ※ペット対策として、避難所室内への同伴は禁止

被災者管理班と連携してペットに係る責任について原則飼育者にあることを伝え、登録台

帳への登録を依頼します。 ペット登録台長(様式8)

飼育場所や飼育ルールを掲示し、避難者へ周知徹底を図ります。

避難所におけるペット飼育ルール広報文(案)(様式26)

#### ●生活衛生環境の管理

- ※食料の衛生管理について、食器は使い捨てること、食べ残しは取り置きせずにその日のうちに捨てること、消費期限を過ぎたものは捨てることを避難者へ周知徹底します。
- ※ゴミ収集の管理及びゴミの処理(分別・生ゴミの処理)を行います。
- ※トイレと居住空間の2足制を導入します。
- ※管理班と連携し、定期的にトイレの状況を把握、総務班を通じてくみ取りを依頼します。
- ※布団の管理(日中は敷きっぱなしにしない、晴れた日には日光干しや通風乾燥など)や定期 的な清掃を呼びかけます。
- ※清潔を保つために温かいおしぼりやタオル等で身体を拭いたり、足や手など部分的な入浴 を導入し、推進します。また、入浴施設等生活衛生関連施設に関する情報収集及び提供に努 めます。
- ※必要な物資を物資班に要請するなど、ハエや蚊などの対策をします。
- ※防塵マスクの着用(手に入らない場合はマスクなど)を呼びかけて、ほこりや粉塵などの吸引を防ぐとともに、管理班と連携して粉塵の発生をおさえます。また、粉塵などの吸引で咳、痰、息切れが続く人がいないか配慮します。
- ※定期的な換気を推進します。
- ※洗濯・風呂対策について、生活用水の確保ができたら、洗濯場や物干し場を確保します。
- ※仮設風呂の設置を地区対策本部へ要請します。

- ●救援物資・日用品物資の調達・管理
- ●物資・食糧の管理
- ●避難者への配給
- ●避難所外避難者への配給方法の掲示・配給
- ●炊き出しの対応

#### ●救援物資・日用品物資の調達・管理

※各班と連携して、避難者のニーズを把握し、必要と認められるものについては、災害対策本部と連携して物資を調達します。不足物資がある場合は、内容、数量をとりまとめて総務班を通じて災害対策本部に連絡します。また救援物資等が直接避難所へ到着した場合は、総務班を通じて災害対策本部へ連絡します。

#### 物資依頼票兼処理票(様式12) 食糧依頼票兼処理票(様式13)

- ※要請した物資が搬送されたら数量などを把握して、物資保管場所へ種類別に保管します。保 管場所の鍵は物資班長が管理します。
- ※受入作業は重労働となるので、避難者やボランティアに協力を呼びかけましょう。

#### ●物資・食糧の管理

⑤食糧物資班の役割

- ※物資受入れの際は、避難所用品受払票(様式24)を用いて、在庫管理をします。
- ※食糧の保管については、種類、保存方法、消費期限など整理して保管します。 期限切れの食糧は、廃棄します。(期限切れに注意)

#### ●避難者への配給

- ※物資の配給は、配給ルールを決め、可能な限り全員が納得するように配慮して行います。
- ※配給においては、避難者の協力を得て行います。配給方法は窓口配付や代表者の配付など、 混乱を防ぐ方法を物資によって工夫し、高齢者、障がいのある人、乳幼児など特別なニーズ に対しては個別に対応します。
- ※女性用下着や生理用品等の配付は、女性が担当するなどの配慮をしましょう。
- ※外国人で宗教上食べられないものがある方や、食物アレルギーのある方などについても、個別に対応する必要があります。

避難者への物資・食糧・水などの配分方針伝達文(案)(様式14)

#### ●避難所外避難者への配給方法の掲示・配給

※救援物資は、避難所に訪れる避難所外避難者に対しても、訪れることが出来ない避難所外避 難者に対しても、様々な配慮し配給方法を掲示して配給します。

#### ●炊き出しの対応

- ※炊き出しには、ボランティアや避難者などの協力を得ながら行います。
- ※献立には、食品衛生や栄養管理の資格を持った避難者などを募り、アドバイスを得ながら実施します。

	●傷病者への対応
⑥救護班の役割	●要配慮者への対応

●避難者の健康管理(感染対策、疾病予防)

□対応に当たっては、避難所及び地域で専門の資格を持った人(看護師、介護士、手話、外国語など)を募り、従事者として加わってもらいます。(受付に専用コーナー設置するなど)

#### ●傷病者への対応

- ※プライバシーに配慮しながら、被災者管理班と連携し、避難所の傷病者、体調不良者の状況 を把握し、総務班を通じて災害対策本部に連絡します。
- ※機能している医療機関での受診を基本として、必要に応じて医療救護班の派遣について、総 務班を通じて災害対策本部に相談します。(※発災直後から数日間は、医療機関への医療救 護班の派遣が優先されます。避難所付近の受診できる医療機関情報をできる限り把握し、病 人やけが人への緊急対応に備えます。)
- ※避難所内に応急救護スペースを確保し、応急処置をします。必要に応じ、総務班を通じて災害対策本部に要請し、医薬品、医療・衛生器材を調達します。

傷病者リスト(様式21)

重病者などの場合	119 番通報または災害対策本部に連絡、必要に応じて救急
	隊や医師・医療救護班の到着までの応急処置

#### ●要配慮者への対応

- ※災害対策本部と連携し、要配慮者の生活支援・介護を行います。必要に応じ、総務班を通じて災害対策本部等に専門職員や専門ボランティア派遣の要請を行います。また軽易なボランティア支援については、災害ボランティアセンターに派遣相談します。
- ※声かけなどにより、定期的に健康状況や困っている状況等を確認します

避難所での介護や支援が困難な場合 福祉避難所との連携、移送を要請

#### ●避難者の健康管理(感染対策、疾病予防)

- ※災害対策本部体制が整った段階では保健師等が避難所等を巡回し、定期的に避難者の健康 管理、健康相談、栄養指導、口腔ケア・相談等を行います。必要に応じて保健師、医療機関、 災害対策本部に総務班を通じて連絡し、適切な指示を受けましょう。
- ※衛生班と協力して、感染症予防策や、感染症患者発生時の対応、疾病予防について検討できているかを確認しましょう。
- ※心のケアについては、地区対策本部に専門家の派遣を要請し、定期的な相談の場を設けるよう計画します。

#### 健康観察のポイント

○ 外傷を受けていないか ○ 眠れているか

○ 食事・水分摂取量は足りているか

○ 咳・熱・下痢などの症状はないか

○ 話し相手はいるか ○ トイレに行けているか

○ 脱水(口渇、口唇・皮膚の乾燥、尿量の減少、頭痛等) の兆候はないか

14

⑦ボランティア班の役割

- ●ボランティアニーズの把握・受付
- ●ボランティアの要請
- ●ボランティアの配置・調整

#### ●ボランティアニーズの把握・受付

- ※ボランティアの支援内容を整理し、派遣必要人員、支援内容をまとめ依頼票にて受け付けます。 ボランティア依頼票(被災者ニーズの受付)(様式27)
- ※受付・相談コーナーを設け相談を受け付けるとともに、各班と連携してニーズを把握します。

#### ●ボランティアの要請

※ボランティアの応援要請を総務班を通じて、災害ボランティアセンターに行います。

#### ●ボランティアの配置・調整

※派遣されてきたボランティアを受け付け、体調確認と活動の振分けをします。ボランティアの活動に関する要請等を調整します。 ボランティア受付票 (様式28)

#### 避難所にボランティアが調節来た場合の対応

- 〇万が一に備えて、ボランティアの方に保険に入っていただく必要があります。
- 災害ボランティアセンターで登録を済ませるよう依頼しましょう。
- 既に保険に加入されている方が来られた場合も、総務班を通じて、災害ボランティア センターで登録していただくことを促しましょう

## 避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法

E A	# <b>ተ</b> ረጣተ	避難所での主な配慮事項								
区分	特徴	配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他				
要介護度の高い人	食事、排せつ、 衣服の着脱、 入浴など、生活 上の介助が必 要	簡易ベッド やトイレを 備えた介護 室など	介護用品(紙おむつなど)、衛生用品、毛布、 やわらかく暖かい食事など	本人の状態 に合わせゆっ くり伝える、筆 談など	ホームへ ルパー、 介護福祉 士など	・感染症対策 ・医療機関や福 祉避難所への 連絡 →必要に応じ て移送				
自力での 歩行が困 難な人 体幹障害、足が 不自由な人など	移動が困難な ため、補助器 具や歩行補助 などが必要	段 差 が な く、車いすな どで行き来 しやすい場 所	杖、歩行器、車いすな どの補助器具、介護 ベッド、洋式のトイレな ど	車いすからも 見やすい位 置に情報を 掲示	ホームへ ルパー、 介護福祉 士など	・車いすで使用 できる洋式トイ レの優先使用				
内 部 障 害のある人	補助器具や薬の投与、通院などが必要。 見た目ではわないます。		日ごろ服用している 薬、使用している装 具など オストメイト ストーマ用装具など 咽頭摘出者		医療機関	<ul><li>・感染症対策</li><li>・医療機関や医療機器メーカーへの連絡(器具や薬の確保)</li></ul>				
内部障害:心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能などの障害で、種別により様々な器具や薬を使用	かりにくい場合 もあるので、配 慮の方法を本 人 に 確 認 か る。(定 期 的 な 通院、透 析 の 必要性など)	衛生的な場所	気管孔エプロン、人工喉頭、携帯用会話補助装置など呼吸器機能障害酸素ボンベなど腎臓機能障害食事への配慮(タンパク質、塩分、カリウムを控える)	-	関係者、 保健 関係など 団体など	→必要に応じ 医療機関に 移送 オストメイト 装具の洗浄場 所を設置したト イレの優先使 用				
難病の人	ストレスや疲労 での症状悪化 や、定期的な					• 感染症対策				
治療方法が未確 立で、生活面り 長期にわたり 障が生じる疾病ざも もな疾まざい。 を まれ状態が それぞれる。 と れなる。	通院が共 点など 表。 見た目でい場 かりにくいで、 もある 方 法 で を る。 た 目 で は 場 る。 た る の た ま る の た ま る っ た る っ た る た る た る た る た る た る た る た	衛生的で段 差などのな い場所、防 寒・避暑が 策をするな ど	日ごろ服用している 薬、使用している支 援機器など(本人や 家族に確認)	本人の状態 に合わせる (ゆっくり伝え る、筆談など)	医療機関 関係者、 保健 更 関体など	・医療機関や医療機関や医療機器メ連線のでででででである。 ・のででである。 ・医療機関のでは、 ・医療機関のででででいる。 ・医療機関でである。 ・医療機関ででは、 ・医療機関には、 ・医療機関には、 ・のでは、 ・の				

		和77年日共2	会及ひ各沽動班の役割 避難所で がない。	割 参考3 での主な配慮事項		
区分	特徴	配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
アレルギ ーのある 人	環境の変化で 悪化する人も いる。 生命に関わる	アレルギー発作の引き	日頃服用している 薬、使用している補 助具など 食物アレルギー	食物アレルギー食事の材料	医療機関 関係者、	必要に応じて 医療機関に移 送、 周囲の理解 ぜんそく
ぜんそく アトピー性皮膚炎 食物アレルギー	重症発作に注 意が必要。 見た目ではわ かりにくい場合 もある。	金になるも のを避け た、衛生的 な場所	アレルギー対応の食品や、原因となる食物をのぞいた食事(調味料などにも注意。炊き出しでは個別に調理)	や調味料などの成分を表示した献立表の掲示	保健師、 栄養士な ど	ほこり、煙、強 いにおいなどが 発作の引き金 アトピー シャワーや入 浴で清潔を保 つ
目 の 見 え ない人 ( 見 え に く い人)	視覚による情報収集や状況 把握が困難なので、音声による情報伝達が 必要	壁際(位置が把握しやすく、壁のでは)ではのででででいる。	白杖、点字器、携帯 ラジオ、携帯型の音 声時計、携帯電話、 音声出力装置、文字 の拡大装置、ルーペ や拡大鏡など	音声、点字、 指点字、音声 出入力装置、 音声変換可 能なメールな ど	ガイドへ ルパー、 視覚障害 者団体な ど	視覚障害者団 体への連絡 必要に応じて 医療機関など に連絡
耳の聞こ えない人 (聞こえに くい人)	音による情報 収集が困難なので、視覚によが で、視覚によが 情報伝達が 見た目では かりにくい場合 もある	情報掲示板 や本部付近 など、目から 情報が入り やすい場所	補聴器・補聴器用の 電池、筆談用のメモ 用紙・筆記用具、携 帯電話、ファックス、 テレビ(文字放送・字 幕放送)、救助用の笛 やブザー、暗い場所 でも対応できるライト など	情報掲示板、 手話、筆談、 要約筆記、メ ール、文字放 送など	手者 筆 聴 者 ど 悪 者 ど	聴覚障害者団体への連絡本人の承望に応じて「支援が必要」である旨を表示(シールやビブスの着用など)
身体障害 者補助犬 を連れた 人 補助犬とは盲導 犬のこと	補助犬同伴の 受け入れは身 体障害者補助 犬法で義務付 けられている。	補助犬同伴 で受け入れ る。ただし、 アレルギー などに配慮 し別室にす るなど工夫 する。	補助犬用には、 ドッグフード、ペットシ ーツなど飼育管理の ために必要なもの (本人については別 の項目を参照)	本人については別の項目を参照	補助係ど(本の別の別の)	補助犬関係団 体へ連絡 (本人について は別の項目を 参照)

<b>姓</b> 籍所建名			及び合活動班の役 避難所	での主な配慮事項		
区分	特徴	配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
知的障害のある人	環境の変化が苦 手なこともある。 自分できない。 個く、からを が目がいるがい。 が目がいるがい。 がいるがいるがいるがいるがいる。 がいるがいるがいるがいるがいる。 となっない。 となっない。 はたない。 とてもない。 はたない。 はたない。 はたない。 はたない。 はたない。 はたない。 はたない。 はたない。 はたない。 はた。 と、 はた。 はた。 はた。 と、 は、 はた。 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	パニックにな ったら落ち着 ける場所(静 養室など)へ 移動	携帯電話、自宅住所や連絡先の書かれた身分証など	絵や図、メモな を使い、具体 が、ゆっくり、べる で伝える	知者特学者師など まなど	本人が通う施設や特別支援学校へ連絡トイレ利用時に介助者をが必要な場合もある
発達障害 (自閉症な ど)の人	環境の変化でするといいでででででででででででででででででででででででででででででででででで	居場 間は で切った がいた では でいった でも でも でも でも でも でも でも でも でも でも	感覚過敏で特でない。 感覚のしか食べわりのない人、できる人、できる人、できる人、できる。 できる。 できる。 できる。 をはいる。 のかの一人列がある。 個別対応が必要。	*例:「あっちへ行ってはだめ」ではなく「ここに居よう」と場所を示す	保健師など	けだ意かめととのでは、はかいでは、はないでは、ないでは、ないでは、ないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
精神疾患のある人	適切な治療と服薬が必要。環境の変化が苦手な人もいる。見た目ではわかりにくく、自ら言い出しにくい。	パニックにな ったら落ち着 ける場所(静 養室など)へ 移動	日頃服用している薬など	本人の状態に合わせゆっくり伝える	保健師、 精神保健 福祉士な ど	必要に応じて 医療機関など に連絡(薬の確 保など)

避難所連宮マ		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	後及ひ各沽動班の役割 避難所で 選難所で	割 参考 3 での主な配慮事項		その他				
区分	特徴	配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他				
妊産婦	自力で行動できる 人が多いが、出産ま で心身の変化が大 きく安静が必要 妊娠初期は見た目 ではわからないこと もある	衛生的で 段差などの ない場所、 防寒・避暑 対策をする	日頃服用している 薬、妊婦用の衣類・ 下着、毛布、妊婦向 け食料、衛生用品など	-	助産師、 医療機関 関係者、 保健師な ど	洋式トイレの優 先使用、感染 症対策 必要に応じて 医療機関に連 絡				
乳幼児・子ども	災害時には、 風邪などの疾 患にかかりや すい子や、赤 ちゃんがえりす る子も多い	衛場・避暑 な防対 寒・避るが ない でもよい 境	紙おむつ、粉ミルク (アレルギー対応含む)、ミルク調整用の水、哺乳瓶、離乳食、 おしりふきなどの衛生 用品、日ごろ服用している薬など	絵や図、実物を示し、わかりやすい言葉で具体的、やさしく、伝える。	保育士、 保健師な ど	授乳室や子ど もが遊べる部 屋の確保、承 染症対策、子 どもの特性に 応じたメンタル ケア				
女性	避難所利用者 の約半数を占 めるが、運営へ の意見が反映 されないことも ある		女性用の衣類・下着、生理用品、暴力から身を守るための防犯ブザーやホイッスルなど		I	運営への参画、 暴力防止対策、 トイレや更衣室 などを男女別 にする				
外国人	日本語の理解 力により、情報 収集が困難な ので、多言語 による情報 援が必要	宗教によって は礼拝する 場所が必要	災害や緊急時の専門 用語の対訳されたカード、多言語辞書。 文化や宗教のちがい により食べられないも のがある人もいるので 注意。	通訳、翻訳、 総や図・実物 をでし、からないで、 をでいる をでいる をでいる をでいる をでいる をでいる をでいる をでいる をでいる をでいる をでいる をでいる をでいる をでいる をでいる をでいる をでいる をでいる。 をでいる。 でい。 でいる。 でい。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 。	通訳者など	日本語が理解 できる人には、 運営に協力してもらう。 文化や風習、 宗教によるちがいもある。				
文上でれの人 宗理べいあ の食なが	見た目ではわからない場合もあるので、事前に食べられないものの確認が必要。	_	認証を受けた食品 や、特定の食物をの ぞいた食事(調味料 などにも注意)	食事の材料や調味料などの成分を表示した献立表を多言語で掲示	通訳者など	_				

区分	アル 避無別連呂貝云及ひ谷冶動班の役割 参名貝科 対応など
セクシャルマイ ノリティの人 (LGBT)	<ul> <li>・トイレは男女別のほか、男女共用も設置する。</li> <li>・更衣室や入浴施設は、一人ずつ使える時間帯を設ける。</li> <li>・生理用品や下着など周囲に人がいる中で受け取りにくい物資があることを配慮して、ボランティアや相談の専門家などを通じて個別に届けられるような仕組みを検討する。</li> </ul>
ケガや病気の 人 体調不良者 (コロナ感染症)	・衛生的な場所で安静に過ごせるよう配慮し、防寒・避暑対策をする。 ・病気が感染症の場合は、個室に移動させ、医師などの派遣を依頼する。 ・必要に応じて近隣の医療機関に移送する。
車やテントでの 生活を希望す る人	<ul> <li>・目が届きにくく、情報伝達にも工夫が必要。</li> <li>・エコノミークラス症候群などの心配もあるため、なるべく避難所の建物内へ移動するようすすめる。</li> <li>・やむをえず車内などのせまい場所で寝泊まりしなければならない人がいる場合は、エコノミークラス症候群の防止や排気ガスによる一酸化炭素中毒などを防ぐため注意を呼びかける。</li> </ul>
避難所以外の 場所に滞在す る被災者	<ul><li>情報や支援物資が行き届かないことがあるため、個別訪問などで状況を把握する必要がある。</li><li>とくに家族などの支援者がおらず、避難所などに自力で避難することができない人の情報を把握し、食料や物資の配布方法、情報の提供方法を検討する。</li></ul>
帰宅困難者	自宅までの距離が遠く帰宅を断念した人や、帰宅経路の安全が確認されるまでの間一時的に滞在する場所を必要とする帰宅困難者などの受入れについては、施設内に地域住民とは別のスペース(できれば別室)に受け入れるなど配慮する。

## 避難所利用者の事情に配慮した広報の例

避難所利用者全員に伝える必要がある情報は、できるかぎり簡潔にまとめ、難しい表現や用語をさけ、漢字にはふりがなをつけたり、絵や図を利用したりしてわかりやすい表現となるよう工夫する。さらに、複数の手段を組み合わせて伝える。

#### <配慮の例>

目の見えない人(見えにくい人)	<ul><li>・音声による広報</li><li>・点字の活用</li><li>・サインペンなどで大きくはっきり書く</li><li>・トイレまでの案内用のロープの設置</li><li>・トイレの構造や使い方を音声で案内する など</li></ul>
耳の聞こえない人 (聞こえにくい人)	<ul> <li>・掲示物、個別配布による広報</li> <li>・筆談</li> <li>・メールやFAXの活用</li> <li>・手話通訳者の派遣依頼</li> <li>・要約筆記者の派遣依頼</li> <li>・光による伝達(呼び出しの際ランプを点滅させる)</li> <li>・テレビ(文字放送・字幕放送が可能なもの) など</li> </ul>
外国人	・通訳、翻訳 ・避難所利用者から通訳者を募る ・絵や図、やさしい日本語の使用 ・翻訳ソフトの活用 ・通訳者の派遣依頼 など

#### <様々な広報手段>

音声による広報	館内放送、屋外スピーカー、拡声器・メガホンなど
掲示による広報	情報掲示板への掲示、避難所の前や町内の掲示板への掲示など
個別配布	ちらしなどを作成し、各組や各世帯、全員に配布するなど
個別に声をかける	情報伝達の支援者を募り伝えてもらう、自宅への個別訪問など
メールなどを活用	メール、SNS、インターネットを活用するなど
翻訳•通訳	外国語、手話、点字などへの変換、筆談、絵や図の活用など